

四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会
議事録

開催日時	令和5年12月26日(火) 午後2時30分～午後3時30分
開催場所	市役所本館3階・委員会室
出席者委員	小寺委員、宮田委員、北口委員、山崎委員、吉川修委員、辰巳委員 藤谷委員、吉川英雄委員
欠席者	福田委員、小玉委員、荒木委員、吉田委員、松本委員
事務局	大塚次長兼課長、西條上席主幹、西端課長代理、小川主幹、寺尾主査、濱田主査、
案件	案件1 第9期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の素案について 案件2 その他
資料	資料1 第9期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画素案

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康福祉部次長兼高齢福祉課長の犬塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、会議の成立についてご報告させていただきます。</p> <p>本日は四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員 13 名中 8 名がご出席でございます。</p> <p>四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会規則第 3 条第 2 項の規定により、過半数のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。健康福祉部上席主幹の西條でございます。</p>
事務局（西條）	西條でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	高齢福祉課課長代理の西端でございます。
事務局（西端）	西端でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	主幹の小川でございます。
事務局（小川）	小川でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	主査の寺尾でございます。
事務局（寺尾）	寺尾でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	主査の濱田でございます。
事務局（濱田）	濱田です。よろしくお願いいたします。
事務局	<p>改めまして、私が健康福祉部次長兼高齢福祉課長の犬塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本計画の策定業務を市が委託しております、株式会社サーベイリサーチセンターの片山さまにもご出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
サーベイリサーチセンター	片山でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	<p>本日の会議の公開・非公開につきましては、第1回目の会議におきまして本検討委員会については非公開とする理由がないため、次回以降も含めて公開することが決定しております。</p> <p>また、会議録において、作成後にホームページ上で公開することが決定しておりますので、本日の会議においても録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小寺委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
小寺委員長	<p>皆さんこんにちは。委員長の小寺でございます。円滑な議事運営に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速となりますが、会議を進行させていただきます。お手元の会議次第の案件1の「第9期四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の素案について」事務局からご説明をお願いしたいと思います。</p>
サーベイリサーチセンター	<p>サーベイリサーチセンターの片山でございます。よろしくお願いいたします。資料1、素案について資料の説明をさせていただきます。</p> <p>今回、素案については12月時点ということで、前回の委員会でご提示させていただきました素案より、皆さまご意見いただきました意見内容、それから国の指針、方針等を踏まえて追加修正をさせていただいておりますので、追加があった部分のみ修正点をご説明させていただきたいと思います。</p> <p>それでは、2ページをご覧ください。計画の位置付けとございまして、下段に位置付け図を記載しています。前回より修正をさせていただいておりますので、ご確認願います。</p> <p>また、8ページをご覧ください。こちらのほうも図の修正ということで、四條畷市の日常生活圏域3圏域の地図の修正をし、新しく追加しています。ご確認願います。</p> <p>第2章については、大きな修正点はございません。内容については、第3章のところをご覧ください。第3章、計画の基本的な考え方の中で27ページ、施策の体系のイメージ図を挙げております。こちらのほう、前回、施策の方向が7番の介護サービスの充実と質の向上までとなっていました。今回、もう一つ追加しており、8番として、持続可能な介護保険制度の運営、給付費の適正化等の取組内容を追加しています。</p> <p>またもう1点追加として、28ページをご覧ください。こちらのほうに4番と</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>して、重点目標を追加しています。28 ページの表組みですが、介護予防、重度化防止に向けた目標設定ということで、第9期に目指す状況、取組内容、目標値ということで、一覧表にしています。重層的な支援体制構築に向け、地域包括支援センターの対応力が向上するといった状況から、30 ページ、第9期に目指す状況として、認知症の人や家族による主体的な活動や本人による情報発信が促進するといった状況まで追加をしています。それぞれ状況に対しての目標値設定をしておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>また次のページから第4章の施策の展開ということで、こちらのほうも追加した内容のみご説明いたします。</p> <p>33 ページ、4行目から、また今回のアンケート調査において老化現象の一つである加齢性難聴の問題に焦点を当てということで、こちらのほうもアンケート結果の内容を追加しています。それに応じて、今後の取組の一番下のところにある、加齢性難聴が心身機能に及ぼす影響について理解が深まり、専門医の受診や適切な補聴器の利用につながるよう普及啓発を行いますということで、加齢性難聴の補聴器利用についての普及啓発を追加しています。</p> <p>また、41 ページ、3番、地域包括ケアシステムの深化・推進の中、(1) 地域包括支援センターとの連携で、現状と課題の3つ目の段落、地域包括支援センターは地域包括ケアの拠点として求められる役割は多く、負担が増大する一方となっています。一人一人の専門職が職能に応じた役割を十分発揮できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図る必要がありますということで、追記をしています。</p> <p>それに応じて、今後の取組の丸の5番目から7番目まで、下3つのところを追加させていただいています。丸の5つ目、「地域包括支援センターの職員体制を強化し、一人一人の専門職が職能に応じた機能を十分発揮できるよう、支援すると共に職員間の相互連携を推奨していきます。」といったところ。</p> <p>また、丸2つ、下の2つも追加しています。ご確認くださいと思います。</p> <p>ページをめくっていただきまして地域包括ケアシステムの基盤となるネットワークの整備・充実の中、42 ページの現状と課題の上から9行目、最後の段落になりますが、「自立支援型地域ケア会議では介護予防ケアマネジメントの質の向上が課題として浮上しており、地域包括支援センター職員やケアマネジャーへの研修会を繰り返し行ってきましたが、職員の異動等もあるため、培った知識やスキルの定着が難しい状況です。」というところを追記しました。</p> <p>それに併せて、今後の取組の丸の3つ目、介護予防ケアマネジャーの質の向上に向け、ICT等を活用した有効かつ効率的な仕組みを導入し、効果検証を行っていきますという文言を追加させていただいています。</p> <p>またその下、②として医療と介護の連携強化に向けて、の中では、現状と課題の、これも最後のところ、43 ページ中段でございます。また、「高齢化の進展</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>に伴い在宅医療のニーズが高まることが見込まれますが、本市には訪問看護ステーションは複数設置されているものの、在宅生活の限界点を高め、在宅医療を側面から支える地域密着型サービスが不足しています。」という文言を追加しました。</p> <p>またそれに応じて、次の今後の取組の最後の丸、「在宅生活の限界点を高める三大サービスと言われる随時対応型訪問介護看護などの設置に向けて検討していきます。」という文言を追加しました。</p> <p>また45ページでは⑤介護のマンパワーの確保の中、介護人材の確保のところですが、今後の取組の下3つを追加しました。丸の2つ目、「専門職だけに依存せず、裾野を広げた担い手の確保を図るため、引き続き、生活援助サービス従事者研修を行うと共に研修終了者が実務につながるよう、支援やマッチングについて検討していきます。」</p> <p>丸の3つ目、「多くの介護従事者が参加できるよう、研修会や会議等の開催日時に配慮しつつ、十分な周知期間をもった上で企画開催していきます。」最後の丸では、「次世代を担う子どもたちが高齢者福祉や介護について関心を持つよう、認知症ジュニアサポーター養成講座などにより啓発を行います。」という文言を追加しています。</p> <p>50ページをご覧ください。4番、認知症高齢者への総合的支援の中、(2)認知症に関する相談支援体制の確立の現状と課題、最終行、51ページの4行目から、「若年性認知症の人は、働いている世代や生活場面で中心的な役割を担っている世代が多く、就労支援や社会参加支援なども含めた多岐にわたる分野の総合的な支援が求められています。」ということで、若年性認知症を追記しました。</p> <p>それに併せて、今後の取組の丸の5つ目と6つ目、こちらのほうを追加しました。丸の5つ目、「早い段階で専門的な医療や適切な介護につながるよう、認知症初期集中支援チームの専門性を生かしつつ、地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員が連携し、早期発見、早期支援に努めます。」</p> <p>最後の丸、「若年性認知症の人の支援については、認知症地域支援推進員が市の相談窓口として対応し、障がい福祉分野の関係機関や大阪府に配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携しつつ、支援体制の構築を進めます。」というところを追記しました。</p> <p>55ページをご覧ください。7番として、介護サービスの充実と質の向上、(1)サービス提供主体への支援、①介護サービス事業の方針の明確化で、現状と課題、こちらの3つ目の段落、「また、近年では、高齢者施設などにおいて不適切な介護や虐待事案が社会問題となっており、そのような問題を未然に防ぐためには介護従事者の意識の向上はもとより、適正な職員配置など施設の体制確保や職員への教育なども重要となります。」というところを追記しました。</p> <p>それに併せて、今後の取組の丸の3つ目、「介護サービス事業所の従事者に対</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>する教育体制を確保し、質の高いサービス提供がなされるよう集団指導や実地指導等の際に求めています。」というところを追記しました。</p> <p>57 ページをご覧ください。こちらから先ほど施策の体系で申し上げました追加の部分で、8 番目の持続可能な介護保険制度の運営ということで、(1) 介護給付の適正化の部分を含めて全体的に追記しています。内容としては、事業面のところ、要介護認定の適正化、それから 58 ページ、ケアプラン点検、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用、(2) 事業者への指導、監督という部分、この辺りを追記しています。</p> <p>ここまでが第 4 章ということで、前回お示ししました素案に追記した部分の説明をさせていただきました。</p> <p>第 5 章から今回新たに介護保険事業計画として事業量の見込みを追加したところになります。60 ページ、第 5 章介護保険事業量の見込み、こちらの表の中の数値を追記しています。こちらの数値については、国のほうで見える化システムの将来推計に基づいた推計になっており、12 月時点の推計値というかたちになっています。まだ試算段階となっています。これが確定というわけではございませんが、一応の目安になる数値であるということでご覧いただければと思います。</p> <p>60 ページでは介護給付の見込みということで、要介護 1 から 5 に対してのサービス、(1) 居宅サービスの部分を掲載しています。計画期間が令和 6 年度から 8 年度まで、また将来推計として、国のほうでは令和 22 年を挙げていますので、その 10 年間、令和 12 年度と令和 22 年度の数値、推計値を挙げています。</p> <p>また隣の 61 ページ、こちらのほうでは地域密着型サービス、施設サービス、3 施設のサービスの見込み、給付費と人数等を記載しています。これを合計したものが総給付費となり、合計額がでてきています。</p> <p>62 ページでは、予防給付ということで要支援 1、2 の方のサービスメニューごとにそれぞれの給付費と人数、回数を挙げています。</p> <p>また、63 ページでは、上段のところでは総合事業、日常生活支援サービスの総合事業でございます。こちらの事業量の推計を挙げています。また下段ですが、その他のサービス量の見込みということで、日常生活圏域別の地域密着型サービスの見込み量、それから養護老人ホーム、経費老人ホームの見込み量、また特定施設入居者生活介護の指定を受けていない居住系のサービス、いわゆる有料老人ホームとサービス付高齢者向け住宅ということで、サ高住の部分の定員数を挙げています。</p> <p>また 64 ページについては、介護保険事業にかかる給付の負担割合ということで、負担の構成を挙げています。介護保険の財源構成になります。こちらのほうも円グラフを見ていただきますと、国の負担分は 20%、また国の調整交付金 5%がございまして、国の負担は 25%になります。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>また、都道府県の負担分は12.5%、市町村、四條畷市は12.5%というかたちで公費で全体の半分、50%を負担するという割合になっています。また第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの高齢者にならない方の負担が27%。今回の保険料にかかる部分になりますが、第1号被保険者の65歳以上の方の負担割合が23%ということで、1号と2号の被保険者で半分の50%を負担するという構成の割合になっています。</p> <p>また、その下のほうで地域支援事業に関する負担割合も決められており、こちらのほうも同様に掲載しています。</p> <p>65ページ、標準給付費と地域支援事業費の見込みというところで挙げさせていただいています。標準給付費と言いますのは、先ほどの介護サービスの給付費、予防サービスの給付費、予防給付費と合わせた数が総給付費になり、その総給付費に特定入所者介護サービス費と給付額、高額介護サービス費と給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査手数料、支払い手数料、これらを加味した金額が全体で標準給付費となります。</p> <p>この標準給付費を先ほどの第1号の被保険者で割っていくと、被保険者の数で割った値が保険料になると考えていただければと思います。また、その標準給付費に地域支援事業費も加えられますので、下段のほうに地域支援事業費を掲載しています。</p> <p>そういった算定の仕方がフロー図ということで次のページに掲載しています。66ページをご覧ください。標準給付費の額と地域支援事業費を合計した金額、こちらで第1号被保険者負担割合、23%を掛けて、第1号被保険者が負担する相当額を出します。それに対して、市町村ごとに調整交付金が決まっています、その相当額と見込額、財政安定化基金の拠出金、償還金というところ。それから準備基金の取崩しの見込み。四條畷市については今回、くすのき広域連合から四條畷市1本となりますので、これまで積み立ててきた基金がない状態となります。基金はゼロと試算しています。</p> <p>これに市町村、特別給付費と合計し、保険料の収納に必要な額が決まります。保険については未納の方もおられますので、収納率がございまして、見込みとして収納率98.5%で見込ませていただいています。おおむね現状の数値通りとなります。</p> <p>こちらのほうで、先ほどの被保険者数で割り戻した金額が保険料の基準額ということで、年額で細かい数値まで上がっておりますが、こちらは現在資産段階ですので、決定したものではございません。現状、12月の試算段階で85,062円、年額でございます。1カ月辺りの保険料の基準額は7,089円となります。前回8期では、くすのき広域連合で月額が6,748円でしたので、今回300円程度金額が上がると試算しています。</p> <p>また現状、国の報道等でもございますように、介護報酬の改定が進められて</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>いて、1.54%という数字が出てきています。その数値も今回加味されますので、もう少し金額が上がる可能性がございます。</p> <p>ただし、他の部分、調整交付金等で調整できる部分も出てくる可能性もありますので、現状ではいくらになるか、はっきりとは分からない状況です。</p> <p>また67ページ、所得段階別の保険料の設定を挙げています。くすのき広域連合で保険料の段階のほうは15段階となっていました。この段階の設定については、国のほうで議論をされていて、8期までの標準の保険料の段階が9段階に設定されておりました。それが今回、第1段階から第3段階までの、いわゆる低所得者の方の保険料の料率を下げる方向で議論がされており、そのために多段階設定というところを国のほうで議論が進められているところです。高額所得の方に対して料率を上げていくという考え方になりますが、そこで多段階という考え方が出ておまして、国のほうでは現状、13段階で設定を進める予定になっています。ですから9段階から13段階ということで高額部分が4区分増えるというかたちになります。具体的には420万円以上のところ、520万、620万、720万円以上の層を作るというかたちで今、国のほうでは議論されており、ほぼその方向に進められるということです。1月に政令が出ますので、そちらで正式決定される予定になっています。</p> <p>四條畷市については、現状でくすのき広域連合が15段階ということで多段階になっていますので、これをさらに上げるかどうかは議論の一つになるかと思いますが、現状では15段階で今後も設定し、試算を進めていこうということですが、まだ調整中ですので、この辺りも決まり次第また皆さまにご報告させていただければと思います。</p> <p>68ページに計画の推進にあたってということで、推進体制のところを記載しています。庁内の推進体制、地域との連携体制、事業者への指導、助言、人材確保及び質の向上、また計画の進行管理と点検ということで、PDCAサイクルを用いて進行していくということで、69ページにPDCAサイクルのイメージ図を挙げています。長くなりましたが以上です。よろしく申し上げます。</p>
小寺委員長	<p>ただいまの第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の素案についての説明をいただきました。この件に関して委員から何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
辰巳委員	<p>社会福祉協議会の辰巳です。いくつかありますが、続けて言ってもよろしいですか。</p> <p>一つ目が8ページの日常生活圏域についてです。前にお示しいただいた時に私も気が付かなかったのですが、地区福祉委員長さんが塚米地区で福祉を進めていて、小地域ネットワーク活動、地区福祉委員会活動をされておられるんで</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>すが、塚脇と米崎というところで、包括圏域が西と東に分かれているというふうなご意見をいただいています。その方は高齢福祉課のほうにも伝えに行かれたし、私もちょっと話をさせてもらって、今回は包括の選定も終わってるし、現場の方にも迷惑掛けるし、今回この件は取り下げるということで、その地区福祉委員長さんから私も連絡をいただいています。今すぐどうこうということではないんですが、ちょっと私のほうももっと早く気付いたらよかったです。そういった地区の活動と今回の活動が連動しているところもあるかと思うので、今回はこのままかと思いますが、また次、第10期を作られる時に地区との調整を考えていただければうれしいなと思っています。これが一つ目です。</p> <p>二つ目は確認ですが、計画の基本的な考え方と施策の体系と目標のところの関連性なんですが、自分ではこういうふうに解釈したんですが、こんな感じでいいですかという確認です。基本的な考え方として、誰もが長生きしてよかったと言える地域、共生社会というのがあって、計画の中で基本的な視点、考え方が5つあって、考え方は考え方で、基本的な視点の1、2、3、4、5が施策の体系に考え方として連動していると考えていいのでしょうか。意味は分かりますでしょうか。</p> <p>もう一つが、重点目標と施策体系との関連性がどうなっているのかなと思ったんですが、よくよく読んでみると、介護予防重度化防止に向けての重点項目の目標が義務付けられているということなので、重点目標と書いているところは、介護予防・重度化防止に向けた目標ということで、どちらかというとなら施策体系の1に対する目標が書かれていると解釈したんですが、それでいいのでしょうか。</p> <p>三つ目が28ページの目標のところですが、例えば、重層的支援体制構築に向け地域包括支援センターの対応力向上というので、取組の内容が多様な制度の理解、研修会を開催、通年次評価で、目標値が研修会と会議回数、毎年度2回以上開催とか、いろいろ書いてありますが、これは市としての目標なのか、包括がやるのか、誰がするというのがどういう感じなのかが分からなかったのを教えていただければと思います。</p> <p>あとは29ページ、ACP、アドバンス・ケア・プランニングが43ページには括弧書きで書いてあるんですが、また用語集を作られるのかなと思いながら見させてもらっていたのですが、ACPと出てきても分からない方が多いんじゃないかなと思いました。43ページは説明が書いてあるんですが、ここのところが先に出てくるので、用語説明があるのかなと思いました。</p> <p>今回、老人クラブの事務局やまちかどデイハウス、ふれあい元気クラブ・えんじょいの事務局をさせてもらっていて、微妙な文言のところは担当の方でお話しさせてもらって、少しだけ修正をしていただければなと思った次第です。</p> <p>65ページの標準給付費のところが多分単位が書いていないので、単位が必要</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
小寺委員長	<p>なのかなと思いました。以上です。</p> <p>何点か質問、ご意見がありました。事務局、お答えをお願いします。</p>
事務局	<p>全体的な関連性といったところについてのご質問があったかと思います。27ページ目に施策体系のイメージ図が掲載されており、その体系図に基づいて全体が構成されていると考えております。重点目標のところは施策体系の1に連動しているのかといったご質問ですが、基本的に大部分は施策1のところかなと思います。若干認知症の関係が入ったりというところで、厳密には複数にまたがるようなところになってくるのかなといったところではあります。</p> <p>28ページの目標値のところは市の目標か、包括の目標かといったところですが、これは市の目標という位置付けになります。</p> <p>ACPについて用語が分かりにくいといったご意見だったかと思いますが、こちらは用語集を資料として作る予定にしています。</p> <p>ご意見、単位漏れについてはご指摘を踏まえて修正させていただきたいと思っております。</p> <p>冒頭、塚米地区のご紹介がありました。われわれも地区のほうとお話を何回か重ねておまして、この日常生活圏域に限りませんが、当然、計画は実施して見て、PDCAと言いますか、そこの課題を踏まえて次期計画を作っていくといった中で第10期はこれに限らず全体的に課題を踏まえた次期計画の策定といったところで考えていきたいというお話をさせていただいております。</p> <p>漏れていたら申し訳ございません。以上です。</p>
小寺委員長	<p>よろしいですか。</p>
辰巳委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
小寺委員長	<p>他にございませんか。</p>
山崎委員	<p>今の局長からのお話の通り、包括が変わりますね。地域との話し合いが変わった場合、どのような対応を今後するのかといったことを説明されることは計画に入っていますか。聞きはしていますが、完全に変わりますので、今までの包括支援センターの方と大分変わる恐れがあります。担当者の方とお話は進めているのですが、実際、来年の4月からと聞いていますが、地域との話し合いを進める計画でおられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>本格的には年明けからになるかなと思いますが、市についても地区の代表者</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
山崎委員	<p>や民生委員、包括も決定しましたので、包括を連れていきながら紹介させていただいて、市としても関係団体に説明させていただこうというところと、個別ケースも含めて、具体の包括の引継ぎといったところは年明けから本格的に個別ケースも含めて、包括が対応するような予定で今進めております。</p> <p>それから地域包括支援センター、人員が限られていますよね。高齢者がこれからまた増えてきますが、今でも目一杯であると。少ない人数で頑張っておられるんですが、包括支援センターの充実を考えておられるかどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>いつも来ていただいている方も大変な作業で、1日何件というような、さまざまなことに対応しておられるので、今後、行政のほうはそのことについても真剣に考えてくれないと、やっぱりマンパワーが必要ですから、限られた人数でするといっても範囲は知れています。改革もしてくれると思いますが、真剣に考えていただけるかどうかお聞きしておきたいと思います。</p>
事務局	<p>包括にかなり負担がかかっているということは当然認識しております。来年度からくすのき広域連合解散後、市のほうで改めて包括との契約をする中で、なかなか専門職の確保が難しいという現状がありますが、事務的なところをサポートする職員がいたほうがより専門職が力を発揮できるのではないかとといったところで、市のほうでは事務職員にかかる費用を今回、契約の中に入れて、事務職員を雇うことによって専門職の負担が軽くなるようにといったような対応ができるようにといったところで契約をしております。</p>
小寺委員長	<p>よろしいでしょうか。他にございませんか。</p>
宮田委員	<p>この案に対しての意見というよりも、介護保険の進め方の中でいくつか問題点が出てきているので、その点についてお聞きしたいと思います。</p> <p>介護認定の期間が相当かかっている。原則30日以内に介護認定を行うということになっていますが、現実にはそうなっていません。実際には48.6日ぐらいかかっているんです。これはくすのき広域連合の平均ですが、介護を受けたいと思ってもなかなか認定が受けられないということで、非常に困っている方がたくさんおられます。その点の改善を具体的にどうなさるのか質問させていただきます。</p> <p>もう一つは総合事業についてです。2014年度の介護保険の制度改定で総合事業というものが項目に挙げられて、総合事業を進めるということでしたが、その結果として従来受けられた介護が受けられない、無資格の人から介護を受けるといって質が落ちたという問題が起こっています。そういうことについて</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>て、実際に謳っていることとできていることが違うという問題が起きています。そういう点をどのように改善されるのか。これは何とかしてほしいという意見が出ています。</p> <p>この間、高齢者の方が市役所に歩いて介護のことについて相談に来られました。どうやって来られたんですかと聞かれて、歩いてきましたと答えたら、歩いてこられるぐらいなら介護は必要ないですねと言われたということでした。</p> <p>かなりの道のりをよく歩いて行ったなと思っていますが、そういう対応はどのようなのかと。それで介護保険制度ができて喜べるのかと。そういうことが現実にはありますので、そういう点をどのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目の介護認定までの期間がくすのき広域連合でかなり日数が掛かっているというご指摘だったかと思っています。くすのき広域連合のことは、ここで触れることについてはご容赦いただきたいのですが、われわれも法律が規定する30日といったところを見据えながら、いかに期間を短くするかというところを今も課題に思っているところです。</p> <p>広域連合解散後については、現状ではどうしても物理的に本部が守口にありますので、書類のやり取りがあったりというところで一定日数かかりますので、この点については短縮できるのかなと。また、認定調査を委託しておりますので、その委託先とも連携しながらいかに早く認定ができるようにといったところは努力してまいりたいと思っています。</p> <p>2点目の総合事業についてですが、総合事業自体が多様な主体がサービスを提供するといった考え方なのかなといったところで、大事なはその方の状態像に応じたサービスを提供するといったところだと思います。当然、専門職の関与が必要な方には必要なサービスが届くようにと。適切にケアプランの作成がなされるように、その辺は気を付けて事業を実施してまいりたいと考えております。</p>
小寺委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
宮田委員	<p>社会保障推進協議会という団体が大阪府下にはあり、そこの方々が指摘された内容で、総合事業について一斉にこれが広がっていくと。そのために有資格者が介護にあたるという点が崩れてきているんじゃないかというご指摘があります。四條畷でも9%が総合事業でなされているという話が出ています。そういう点で、日常的な介護の中身については、私は専門ではないので分かりませんが、すぐにその方がよくなるとか、お医者さんが薬を与えたことによって効果が出てくるというのとは違うんですね。そんなに単純にはいかないと思いま</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
	<p>すが、実際にこの近くの施設を見ても、外国人の方がたくさん働いておられます。そういう方が無資格ではありませんが、語学の点やいろいろな点で教育半ばのような仕事をされているヘルパーさんもたくさんおられます。そういう中で見ていくと、介護を受けておられる方にとって、介護を受けていることが本当にいいものかどうか、なかなか分かりませんでした。</p> <p>そういう点で、介護事業を取り入れるということもいろいろな段階の中でやむを得なくこういう方向になってきたと思うんですが、今後もそういう方向を続けるとするならば、やはり介護の原点に立って、受ける人の立場に立って考えるようにしていただきたいと思います。そうでないと、事業所自体がすごく苦勞されています。そういう点を支えていただけたらとだけ申し上げたいと思います。</p>
小寺委員長	要望ということでよろしいですか。
宮田委員	はい。
小寺委員長	<p>他にございませんか。そうしましたら、何点か修正ができましたね。本日いただきました委員の皆さまのご意見を踏まえて、事務局は素案の修正を検討していただきたいと思います。</p> <p>修正後の素案については、私委員長に一任していただきたいと考えておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p>
一同	異議なし。
小寺委員長	<p>そうしましたら、第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の素案については、いただいたご意見について検討を行い、修正をお願いします。修正後の内容は私に一任していただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局、よろしいでしょうか。</p>
事務局	大丈夫です。
小寺委員長	そうしましたら、続きまして、案件2に移りたいと思います。その他、行政からの報告について事務局から説明をお願いします。
事務局	その他行政からの報告についてご説明申し上げます。先ほどご承認いただきました計画の素案については、現在、庁内関係部署への最終確認を行っておりますので、その中で軽微な表現の修正等については、委員長への確認の下、こち

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
小寺委員長	<p>らで修正させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。</p> <p>また以前にお示ししておりますスケジュールに基づき、1月に今回ご承認いただきました素案を原案として、保険料にかかる第5章を除いてパブリックコメントを行います。その後、パブリックコメントにていただきましたご意見を踏まえて原案の修正を検討し、次回の会議にてご審議いただきたいと思います。</p> <p>次回の会議の日程ですが、2月16日金曜日、午後2時半から開催予定とさせていただきますので、ご予約のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお開催通知は別途送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。以上、本当に簡単ではございますが、案件2の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。そうしましたら、本議題についてはこれをもちまして終わりたいと思います。</p> <p>今日、予定しておりました案件は全て終了いたしました。以上をもちまして本日の審議を終了とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>